

新潟県公安委員会規則第17号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月10日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
長岡警察署	(略)	長岡市 曲新町	長岡市のうち宮内1・2・3・4・5・6・7・8丁目、要町1・2・3丁目、宮栄1・2・3丁目、撰田屋1・2・3・4・5丁目、 <u>曲新町</u> 、 <u>曲新町</u> 1・2・3丁目、宮内町、撰田屋町、定明町、水梨町、平島町、今井町、大宮町、豊詰町、十日町、片田町、下条町、前島町、上前島町、 <u>上前島</u> 1・2・3丁目、青山町、青山新町、青島町、南陽1・2丁目、沢田1・2・3丁目、笹崎1・2・3丁目、曙1・2・3丁目、東宮内町、平島1・2・3丁目、今井1・2・3丁目、西宮内1・2丁目	長岡警察署	(略)	長岡市 撰田屋 4丁目	長岡市のうち宮内1・2・3・4・5・6・7・8丁目、要町1・2・3丁目、宮栄1・2・3丁目、撰田屋1・2・3・4・5丁目、 <u>曲新町</u> 1・2・3丁目、宮内町、撰田屋町、定明町、水梨町、平島町、今井町、大宮町、豊詰町、十日町、片田町、下条町、前島町、上前島町、青山町、青山新町、青島町、南陽1・2丁目、沢田1・2・3丁目、笹崎1・2・3丁目、曙1・2・3丁目、東宮内町、平島1・2・3丁目、今井1・2・3丁目、西宮内1・2丁目
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
南魚沼警察署	(略)	(略)	(略)	南魚沼警察署	(略)	(略)	(略)
	苗場警備派出所				(略)		
(略)				(略)			
上越警察署	(略)	上越市 大和2	上越市のうち南本町1・2・3丁目、南新町、	上越警察署	(略)	上越市 南本町	上越市のうち南本町1丁目（島田駐在所の所
	上越妙高駅前				(略)		

交番	丁目	南城町1・2・3・4丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、土合、脇野田、大字高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、 <u>大字島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢</u>	1丁目	管区域を除く。)、南本町2・3丁目、南新町、南城町1・2・3・4丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、土合、脇野田、大字高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田	
(略)			(略)		
灰塚駐在所	(略)	(略)	灰塚駐在所	(略)	(略)
(略)			島田駐在所	上越市 大字島田	上越市のうち南本町1丁目の一部、大字島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則中別表長岡警察署の部の改正は平成29年12月11日から、同表南魚沼警察署の部の改正は同年12月1日から、同表上越警察署の部の改正は同年11月24日から施行する。